

1 計画策定の趣旨

食育^(注1)とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

県では、食育基本法^(注2)（平成17年法律第63号）第17条第1項に基づき、国の食育基本計画を基本としながら、本県の実情に応じた食育の推進のため「宮城県食育推進プラン」を策定し、県民が食を通じて生涯にわたり健全な心身を培い健康で生き生きとした生活を送れるよう、ライフステージに応じた様々な施策に取り組んできました。

(1) 食育をめぐる現状

①国の施策

国では、国民の健康の増進を推進するため、基本的な方向や目標などを定めた「健康日本21（第2次）^(注3)」（平成25年度から令和4年度）が策定されたほか、「第4次食育推進基本計画」（令和3年度から令和7年度）がスタートしました。

平成25年には、「和食；日本人の伝統的な食文化^(注4)」がユネスコ無形文化遺産に登録され、我が国の健康長寿を支える和食を中心とした日本人の食文化を保護・継承する活動が始まっています。

国の健康・栄養施策については、平成26年10月に「日本人の長寿に関する健康な食事のあり方に関する検討会報告書」がとりまとめられ、「健康な食事^(注5)」の考え方が示されました。

「日本人の食事摂取基準^(注6)2020年版」においては、高齢者の低栄養予防やフレイル^(注7)予防の観点に加えられたほか、若いうちからの生活習慣病予防を推進するため、食塩相当量の目標量が引き下げられるなどの改定が行われています。

「SDGs（持続可能な開発目標）^(注8)」に対応し、国が策定した「SDGsアクションプラン2020」において「食育の推進」が優先課題の1つ「あらゆる人々が活躍する社会の実現」に位置付けられるなど、食育によるSDGsの目標達成への貢献が期待されています。

②県の現状

県民の健康・栄養の現状等については、年齢が高くなるほど食や健康に対する関心が高くなっている一方で、特に若い世代や働き盛り世代では不規則な生活習慣に起因した肥満、メタボリックシンドローム^(注9)や生活習慣病等が課題となっており、食に対する知識の不足や無関心など、年代や生活環境等による健康状態の二極化が懸念されています。

県では、市町村や関係機関・団体等多様な関係者と連携し、みやぎ食育コーディネーター^(注10)などの人材の育成や様々な場面での普及啓発を図るとともに、地域の特色に応じた課題解決型の取組を進めています。

宮城県は、豊かな自然に囲まれ、海・山・大地が育む多彩で豊富な食材や食文化に恵まれた「食材王国みやぎ^(注11)」です。食材資源や産地と消費地が近い立地条件の優位性を活かして地産地消^(注12)に取り組んでいます。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの尊い生命や財産が失われたほか、農林水産業の生産基盤が甚大な被害を受けました。また、東京電力福島第一原発事故による食の安全安心への不安の高まりや風評被害といった課題に直面し、風評の払拭や販路回復への取組を継続的に進めています。

③「食」の様々な側面

震災を契機に、命を支える「食」の重要性が再認識されました。また、近年頻発化・激甚化している気象災害の発生により、非常時に命を守るための「食の備え」が必要とされています。

さらに、令和元年12月以降、世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策として国が示した「新しい生活様式」においては、テイクアウトの推奨や対面の回避、食事中の会話を控えるなど食事のとり方にも大きな変容が求められています。

(2) 宮城県食育推進プランの変遷

①宮城県食育推進プラン (H18~H22)

コンセプト：五感を磨いで、みやぎの食をいただきます

「健全な食生活と心身の健康増進」、「みやぎの食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成」の二つの基本目標を設定

②第2期宮城県食育推進プラン (H23~H27)

コンセプト：意識の向上から行動へ

前期の基本目標を引き継ぎつつ「適正体重の維持」、「地域食材の活用」の二つの行動目標を設定

③第3期宮城県食育推進プラン (H28~R2)

コンセプト：次世代へ伝えつなげる食育の推進～五感を使って健やかな心身を育む～

前期の二つの行動目標を引き継ぎながら、子どもや若い世代を中心とした食育に重点を置く計画へ

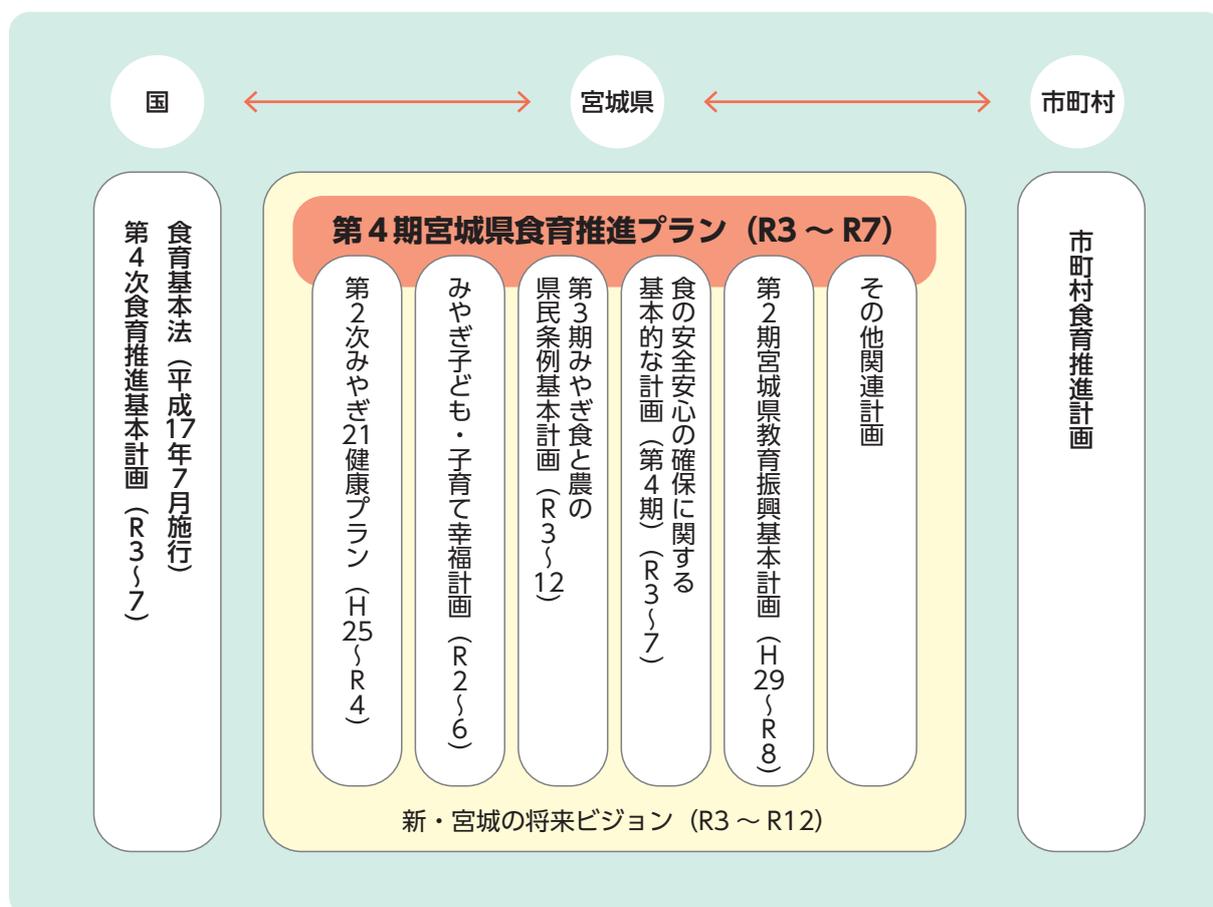
このような状況の下、食育基本法及び国の第4次食育推進基本計画の趣旨を基に、さらに、第3期計画による取組の達成状況を踏まえ、宮城の伝統の継承と未来を見据えた食文化の創造に資する取組、そして時代を生き抜くしなやかで強い人間を育てる食育を展開していくための指針として「第4期宮城県食育推進プラン」（以下「第4期計画」とします。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本県は、四季を通じて海・山・大地の食材に恵まれ、多彩な食材を生かした郷土料理や豊かな食文化が育まれ、継承されてきました。

本計画は、この宮城の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として策定し、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として位置付けます。

その実施に当たっては、既存の関連計画と連携しながら本県の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。